

高速バス「釜石仙台線」の運行について

▷問い合わせ先＝岩手県交通株式会社釜石営業所(☎0193⑤2527)

12月6日より、高速バス「釜石仙台線」が「サン・リアショッピングセンター前」バス停に停車しています。三陸沿岸道路を経由し、仙台まで2時間38分、釜石までは33分で行くことができます。

- ▷サン・リア前からの運賃＝仙台まで…2,600円、釜石まで…800円【大人片道運賃(小児半額)】
- ▷その他＝予約は不要です。詳細は「岩手県交通」ホームページをご覧ください。

仙台行き		釜石行き	
釜石駅前	6:55	仙台駅前	16:10
三陸道経由(釜石中央～大船渡)		三陸道経由(仙台東～大船渡)	
サン・リアショッピングセンター前	7:26	サン・リアショッピングセンター前	18:48
三陸道経由(仙台東～大船渡)		三陸道経由(釜石中央～大船渡)	
仙台駅前	10:04	釜石駅前	19:21

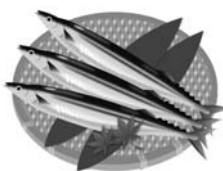
市の物産パンフレット掲載業者を募集します

▷問い合わせ先＝観光交流推進室(☎内線115)

市は、物産パンフレットの配布を通して、特産品のPRを行っています。皆さんの商品も、本パンフレットでPRしてみませんか。

- ▷対象＝市内で特産品(水産加工品、菓子、工芸品など)を製造・販売している業者
- ▷発行予定部数＝約3,000部
- ▷仕様＝A4判、全カラー中とし製本

- ▷掲載スペース＝1小間(縦8.5cm×横18.7cm)
- ▷負担金＝無料
- ▷申込締切日＝1月7日(金)
- ▷その他＝掲載を希望する業者に掲載申込書を配布します。なお、仕様などは変更することがあります。



水道管の凍結にご注意ください

▷問い合わせ先＝水道事業所(☎内線174)／簡易水道事業所(☎内線207)

冷え込みが厳しくなるこの時期は、例年、水道管の凍結事故が多発しています。

旅行などでしばらく水道を使用しないときや、真冬が続くときなどは、凍結防止のため、次の点などに注意ください。

■「水抜き栓」の活用

「水抜き栓」は、水道管を凍結させないように水道管の水を抜くための装置です。

電動式とハンドル式がありますので、普段から水抜き栓の設置場所と、動作の確認をしておきましょう。

■水道管の保温

露出している水道管は、保温材や布類を巻いて防寒し、その上から水にぬれないようにビニールテープを巻いてください。保温材は、ホームセンターなどで購入できます。

(9) 広報大船渡お知らせ版 令和3年12月20日号(No. 1213)

▷問い合わせ＝市役所☎0192⑦3111

■水道が凍結したら…

露出している水道管や蛇口にタオルを巻き付け、その上から「ぬるま湯」をゆっくりかけてください。

※熱湯を蛇口などに直接かけたり、直火をあてたりすると、破裂や火災の危険があります。余熱を利用するため、タオルは必ず巻き付け、保温材は取り外してください。

■水道が破裂したら…

水抜き栓を閉め、応急処置としてタオルを巻き付け、市指定の給水装置工事業者に修理を依頼してください。

また、温水器や給湯器(ポイラー)などの修理は、購入した業者に直接依頼してください。



災害援護資金の貸付について

▷問い合わせ先＝地域福祉課生活支援係(☎内線183)

市は、東日本大震災により世帯主が負傷した世帯や住居・家財に相当程度の被害を受けた世帯を支援するため、生活再建のための資金の貸し付けを行っています。貸付限度額は、下表のとおりです。

▷償還期間＝13年【据置期間6年(特別な事情がある場合は8年)を含む】

《貸付限度額》

負傷の有無	家財・住居損害無	家財の3分の1以上の損害	住居の半壊・大規模半壊	住居が全壊	住居全体の滅失・流出
世帯主に1カ月以上の負傷がある場合	150万円	250万円	270万円	350万円	350万円
世帯主に1カ月以上の負傷がない場合	—	150万円	170万円	250万円	

※所得制限がありますので、詳細は相談ください。

大船渡市中小企業被災資産復旧事業費補助金の申請受付期間を延長しました

▷問い合わせ先＝商工課商工係(☎内線109)

東日本大震災により被害を受けた中小企業者が、事業再開のために不可欠な被災資産を復旧する場合に要する経費に対し、補助金の交付を行っています。なお、この補助金は、本年度をもって終了となります。

▷受付期限＝令和4年1月31日(月)

▷対象業種＝中小企業信用保険法第2条第5項第5号に規定する業種【医療業(療術業、歯科技工所は除く)、保健衛生、社会保険・社会福祉・介護事業、学校教育、協同組合、学術・開発研究機関を除く】のうち、市が認める業種

▷補助対象経費＝以下の被災した事業用資産のうち、事業再開のために不可欠な資産の復旧に要する経費(他社への貸与が目的のものを除く)。
・建物およびその附属設備(暖冷房設備、照明設備、通風設備、昇降機その他建物に附属する設備)

・構築物

・機械および装置(ブルドーザー、パワーショベルその他の自走式作業用機械装置を除く)

※店舗などと住宅が一体となっている場合は、店舗などに係る部分が対象となります。

▷補助要件

- ・復旧に要する経費が100万円以上であること。
- ・事業拠点の主たる施設が滅失していること。
- ・東日本大震災津波により被災した企業の復旧経費を対象とした国、県、市が実施する他の補助金の交付を受けていないこと。
- ・その他市の定める土地利用計画と整合していること。

▷補助率＝2分の1以内

▷補助限度額＝2,000万円

▷対象期間＝補助金交付決定を行った年度内に補助事業を完了し、事業を再開すること。

▷雇用条件＝事業を再開した日の属する年度から起算して、3カ年経過した年度の終了する日までに、被災時の従事者数を回復すること。

▷その他

- ・製造業、宿泊業以外の業種については、市独自の算定基準で補助金の額を算出する。
- ・平成23年3月11日以降に実施した事業にさかのぼって適用する。
- ・業種を変更した場合は、補助対象とならない。

(8)